

# 日吉台学区ホームページ運営委員会要領

## 〔名称〕

第1条 この会の名称は、日吉台学区ホームページ運営委員会（以下「HP 運営委員会」という）と称し事務局を日吉台公民館におく。

## 〔目的〕

第2条 この委員会は、日吉台学区民の生活に必要な情報共有や交流促進に向けて、学区の住民が利用する広報手段のひとつとして、日吉台学区ホームページ（以下「日吉台学区 HP」という）を推進し、必要事項を定め適切に運営・管理をすることを目的とする。

## 〔日吉台学区 HP 所在地〕

第3条 ドメイン名とサーバーは、次の通りとする。

ドメイン名：<https://hiyoshidai-fukuyama.com>

サーバー：さくらレンタルサーバー（費用・信頼性を考慮）

ホームページ名称：日吉台学区ホームページ

## 〔HP 運営委員会の任務〕

第4条 HP 運営委員会は、次の項目を行う。

- (1) 日吉台学区 HP の維持改善
- (2) 日吉台学区 HP の記事等の内容（以下「コンテンツ」という）の掲載
- (3) 日吉台学区 HP の構成変更
- (4) 日吉台学区 HP の運営・管理担当者（事務局等）の管理
- (5) 構成員は日吉台学区 HP をモニターし、不適切と思われる場合はただちに委員会に申し出るとともに、委員会は迅速に対応する。
- (6) 運営・管理に関して協議を必要とする事項があるときは、日吉台学区 HP 運営委員会で決定する。

## 〔HP 運営委員会の構成〕

第5条 HP 運営委員会は、日吉台学区まちづくり推進委員会総務部の所属団体及びまちづくり推進委員会総務部役員、まちづくり推進委員会が推薦するホームページに精通した学区民で構成する。

## 〔HP 運営委員会の委員〕

第6条 HP 運営委員会は、別表に掲げる職の者をもって充て委員長 1 名、副委員長（事務局長兼務）1 名、会計 1 名、参与 1 名、委員数名をおく。

## 〔会議〕

第7条 総会は年 1 回開催し、委員会は月 1 回程度開催し任務の遂行に努める。

〔会計〕

第8条 この会の経費は、日吉台学区まちづくり推進委員会補助金、町内会連合会その他の収入をもって充てる。

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

〔その他の取り決め〕

第9条 本要領以外の取り決め事項

- (1) 日吉台学区 HP 運営委員会構成表
- (2) 日吉台学区ホームページ運営細則
- (3) プライバシー保護のガイドライン
- (4) 様式1（ホームページ掲載・更新 申請書）

附則

制定 2021年11月6日

## 別表

### 〔HP 運営委員会の委員〕

第6条 HP 運営委員会は、別表に掲げる職の者をもって充て委員長 1 名、

副委員長（事務局長兼務）1 名、会計 1 名、参与 1 名、委員数名をおく。

- 1 委員長は、日吉台学区まちづくり推進委員会構成団体との連携及び会務を総理する。
- 2 副委員長（事務局長兼務）は、委員長を補佐し、〔HP 運営委員会の任務〕の遂行・調整をする。
- 3 参与は、日吉台学区 HP が目的に沿うよう学区民から相談を受け、日吉台学区 HP の運営に関わる。
- 4 会計は、HP 運営委員会の会計を担当する。
- 5 委員は、事務局長とともに〔HP 運営委員会の任務〕を遂行する。

### 日吉台学区ホームページ運営委員会委員・役職

役員	名 前	所属団体・機関等
委 員 長	永 田 利 昭	日吉台学区まちづくり推進委員会
副委員長（事務局長兼務）	高 橋 康 之	日吉台公民館
参 与	坂 本 始	日吉台学区町内会連合会
委 員	岡 峰 信 子	日吉台学区町内会連合会
委 員	太 田 良 成	日吉台学区在住行政職員の会
〃	小 畑 美 智 子	日吉台学区町内会連合会
〃	植 本 清	日吉台学区町内会連合会
〃	渡 邊 千 裕	日吉台学区町内会連合会
〃	田 中 義 夫	日吉台学区町内会連合会
〃	竹 邊 裕 二	日吉台学区町内会連合会
〃	宮 林 倫 子	日吉台公民館
〃	小 積 容 江	日吉台公民館

### 日吉台学区ホームページ運営委員会連携団体・機関

連 携 団 体	日吉台学区高齢者支援事業ボランティア
システムハウス タカハシ	ホームページ制作会社